塗色及び構造　黒色円すい形頭標二個（縦掲、両頂点下向き）付　上部黄下部黒塗　やぐら形
灯　質　群急閃白光　毎一五秒に六急閃と一長閃光
光　度　実効光度四五カンデラ
光達距離　四・〇海里
点灯年月日　平成二十五年七月十一日
名　称　陸中船越港東防波堤灯台
位　置
所在地　岩手県下閉伊郡山田町（船越港東防波堤外端）
北　緯　三九―二五―二〇
東　経　一四一―五八―四四
撤去年月日　平成二十五年七月十一日
記　事　一時変更

○海上保安庁告示第百五十六号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年八月二日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名　称　市江埼灯台
位　置
所在地　和歌山県西牟婁郡白浜町（市江埼）
北　緯　三三―三五―一六
東　経　一三五―二三―五五
変更した事項
灯　質　単閃白光　毎八秒に一閃光
光　度　実効光度一二〇、〇〇〇カンデラ
光達距離　二〇・〇海里
変更年月日　平成二十五年七月十一日

○環境省告示第七十二号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十条第三項第十一号の規定に基づき、昭和五十五年三月環境庁告示第二十三号（国立公園及び国定公園ごとにその特別地域内において許可を受けなければ採取し、又は損傷してはならない高山植物その他これに類する植物を指定する件）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十五年八月二日

環境大臣　石原　伸晃

一の25を次のように改める。

25	西海国立公園	科名	種名
		マツバラン	マツバラン
		ミズニラ	シナミズニラ
		リュウビンタイ	リュウビンタイ
		ゼンマイ	シロヤマゼンマイ
		ヘゴ	ヘゴ
		シノブ	シノブ
		ホウライシダ	ホウライシダ
		イノモトソウ	ヒカゲアマクサシダ
		チャセンシダ	オオタニワタリ、カミガモシダ
		オシダ	オリヅルシダ
		ヒメシダ	クシノハシダ
		イワデンダ	ヒロハノコギリシダ
		ヒノキ	ミヤマビャクシン
		ツチトリモチ	キイレツチトリモチ
		キンポウゲ	オキナグサ、シギンカラマツ、オオミヤマカラマツ、ムラサキカラマツ
		ツヅラフジ	ミヤコジマツヅラフジ
		スイレン	ヒツジグサ
		センリョウ	キビヒトリシズカ
		ウマノスズクサ	シジキカンアオイ、アケボノアオイ、フクエジマカンアオイ、ウンゼンカンアオイ
		ベンケイソウ	ツメレンゲ、ウンゼンマンネングサ、タカネマンネングサ
		ユキノシタ	ウメバチソウ
		バラ	イワガサ、イブキシモツケ
		マメ	ハカマカズラ、チョウセンニワフジ、ヨツバハギ
		アマ	マツバニンジン
		ヒメハギ	ヒナノカンザシ
		アオイ	ハマボウ
		スミレ	ヒメミヤマスミレ
		ミソハギ	エゾミソハギ
		ノボタン	ヒメノボタン
		ツツジ	ヒメミツバツツジ、シロドウダン、ベニドウダン
		サクラソウ	リュウキュウコザクラ
		リンドウ	リンドウ、センブリ、ムラサキセンブリ
		ミツガシワ	ヒメシロアサザ
		ガガイモ	マルバノフナバラソウ
		ムラサキ	ムラサキ、ホタルカズラ
		クマツヅラ	トサムラサキ、ダンギク
		シソ	ヒメキランソウ、ナミキソウ、イブキジャコウソウ
		ゴマノハグサ	ホソバヒメトラノオ、ハマトラノオ、ゴマノハグサ、トラノオスズカケ
		イワタバコ	イワタバコ
		タヌキモ	ミミカキグサ、ホザキノミミカキグサ
		ハマジンチョウ	ハマジンチョウ
		キキョウ	シマシャジン、サワギキョウ、キキョウ
		キク	ハマベノギク、イソノギク、ダルマギク、ウラギク、モリアザミ、チョウセンノギク、ヒゴタイ、コケセンボンギク、ヒナヒゴタイ、ヒメヒゴタイ、オカオグルマ、サワオグルマ
		トチカガミ	ヤマトウミヒルモ
		ホロムイソウ	シバナ
		ホンゴウソウ	ホンゴウソウ、ウエマツソウ
		ユリ	イトラッキョウ、シライトソウ、ケイビラン、キキョウラン、ユウスゲ、ニシノハマカンゾウ、アキノワスレグサ、カンザシギボウシ、オオバギボウシ、カノコユリ、ヤマアマドコロ
		ヒガンバナ	ムジナノカミソリ
		ヒナノシャクジョウ	ヒナノシャクジョウ、シロシャクジョウ、キリシマシャクジョウ
		タヌキアヤメ	タヌキアヤメ
		イグサ	ドロイ
		イネ	ネズミシバ、コウライシバ
		サトイモ	クワズイモ、ヤマコンニャク
		ミクリ	ミクリ
		カヤツリグサ	ムギガラガヤツリ
		ラン	ヒナラン、マメヅタラン、ムギラン、キリシマエビネ、エビネ、ナツエビネ、キエビネ、ギンラン、ユウシュンラン、キンラン、シュンラン、カンラン、コラン、ナギラン、ベニシュスラン、ツユクサシュスラン、アケボノシュスラン、シュスラン、ミヤマウズラ、ダイサギソウ、オオミズトンボ、ミズトンボ、ムカゴソウ、ヤクシマアカシュスラン、ムヨウラン、ギボウシラン、ユウコクラン、ジガバチソウ、クモキリソウ、コクラン、ササバラン、ヒメフタバラン、ボウラン、フウラン、ヨウラクラン、ウチョウラン、ムカゴトンボ、ガンゼキラン、ツレサギソウ、ヤマサギソウ、ナガバキソチドリ、ノヤマトンボ、ヤマトキソウ、カシノキラン、マツラン、ナゴラン、クモキラン、ヒメトケンラン、カヤラン、ヤクシマネッタイラン、カゲロウラン、キヌラン

○東北地方整備局告示第百七十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十五年八月二日

東北地方整備局長　小池　圖

第1　起業者の名称　秋田県

第2　事業の種類　県道富根能代線改築工事（真壁地バイパス・秋田県能代市真壁地字サト地内から同市向能代字平野館下道越起上及び字平野館下起上地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

第3　起業地

1　収用の部分　秋田県能代市真壁地字サト、字道添、字道下古川布及び字下悪土地内

2　使用の部分　なし

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、秋田県能代市朴瀬字中坪地内から同市向能代字平野館下道越起上及び字平野館下起上地内までの延長2,243mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道富根能代線改築工事（真壁地バイパス）及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。